



医推第3532号
令和2年8月18日

(一社) 岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部長

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」及び「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和2年8月5日付け、医政発0805第8号及び医政地発0805第1号で厚生労働省医政局長及び同省医政局地域医療計画課長から下記の通知がありましたので、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

また、改正後の食品衛生法の規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(以下「集団給食施設」という。)についても準用されることから、集団給食施設に該当する場合は、営業届出等の手続きについて管轄の保健所にお問い合わせくださるよう併せて周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

(通知)

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正について

(令和2年8月5日付け、医政発0805第8号厚生労働省医政局長通知)

「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について

(令和2年8月5日付け、医政地発0805第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

(ホームページ)

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>